

0001 社団法人 日本塑性加工学会定款

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、社団法人 日本塑性加工学会（以下「本会」という）という。
第 2 条 本会は、事務所を東京都港区芝大門 1 丁目 3 番 11 号におく。
第 3 条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

- 第 4 条 本会は、塑性加工に関する研究発表、研究の連絡、協力および促進を図り、もって塑性加工に関する学術の進歩向上に寄与することを目的とする。
第 5 条 本会は、前述の目的を達成するために次の事業を行う。
研究発表会、講演会、討論会、講習会、および見学会などの開催
会誌および図書の発行
関連学協会との連絡および協力
塑性加工に関する理論および技術の研究、調査ならびにその奨励、表彰
規格案、資料などの作成またはその協議
その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- 第 6 条 本会の会員は、次のとおりとする。
正会員 学識、経験を有し本会の目的に賛同して、別に定める会費を納める個人
学生会員 大学院修士課程、大学学部、短期大学および高等専門学校等これに準ずる学校の在籍学生であって塑性加工に関係ある課程を修めている者で、本会の目的に賛同して、別に定める会費を納める個人
賛助会員 本会の目的事業を賛助し、別に定める会費を 1 口単位とし、1 口以上を納める個人または法人
名誉会員 本会对し特に功労のあった者のうちから総会の議決をもって推薦する個人
第 7 条 会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費を納めることを要しない。
第 8 条 会員の権利は、次のとおりであってそのものに専属する。
正会員は、代議員の選挙権および被選挙権を有する。
正会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
すべての会員は、会誌の配布を受ける。
すべての会員は、本会の刊行図書について特典を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。
第 9 条 会員は、次の事由によってその資格を失う。
退会
禁治産または準禁治産の宣告
死亡、失そう宣告、法人賛助会員にあっては法人の解散
除名
第 10 条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届けを提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 第 11 条 会員が次の各号に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
- 会費を 1 年以上滞納したとき
 - 本会の会員としての義務に違反したとき
 - 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき
- 第 12 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 4 章 役員・代議員および職員

- 第 13 条 本会には 100 名以上 150 名以内の代議員を置く。
- 2 役員および代議員をもって民法上の社員とする。
- 第 14 条 本会には次の役員を置く。
- 理事 18 名以上 20 名以内（うち、会長 1 名、副会長 2 名を含む。）
 - 監事 2 名
- 第 15 条 代議員は正会員の中から選挙で、理事、監事は総会で代議員の中からこれを選任し、理事は互選で会長 1 名、副会長 2 名を定める。
- 2 役員および代議員の選出方法は別に定める。
- 第 16 条 会長は本会の業務を総理し、この法人を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を分掌し、総会の決議した事項を処理する。
- 第 17 条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- 第 18 条 監事は、民法第 59 条の職務を行なう。
- 第 19 条 本会の役員および代議員の任期は、通常総会から翌々年の通常総会までとする。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
 - 4 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情ある場合には、その任期中であっても総会および理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。
- 第 20 条 本会の事業を遂行するため、理事会の議決を経て、各種委員会をおくことができる。
- 2 委員会に関する規程は、理事会の議決を経て、これを定める。
- 第 21 条 本会の事務を処理するため、書記等の職員をおく。
- 2 職員は、会長が任免する。
 - 3 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

- 第 22 条 理事会は、毎月 1 回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、会長は、臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、会長とする。
- 第 23 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 2 ヶ月以内に、会長が招集する。
2 臨時総会は、理事または監事が必要と認めたとき、いつでも招集することができる。
- 第 25 条 会長は、代議員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示し請求された場合は、その請求のあった日から 20 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 第 26 条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど会員の互選で定める。
- 第 27 条 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。
- 第 28 条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。
事業計画および収支予算
事業報告および収支決算
財産目録および貸借対照表
その他理事会において必要と認めた事項
- 第 29 条 総会は社員をもって構成する。
2 総会は、社員現在数の過半数以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
3 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 30 条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。
- 第 31 条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印の上これを保存する。

第 6 章 資産および会計

- 第 32 条 本会の資産は、次のとおりとする。
本会の設立の当初、日本塑性加工学会の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
会費
事業に伴う収入
資産から生ずる果実
寄附金品
その他の収入
- 第 33 条 本会の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種とする。
2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。
- 第 34 条 本会の資産は、理事会の議決を経て、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。
- 第 35 条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、本会の業務遂行上やむを得ない理由あるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。
- 第 36 条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入、および資産から生ずる果実等の運用財産をもって、支弁する。
- 第 37 条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎年会計年度開始前に、会長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。
2 事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。
- 第 38 条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書および事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに監事

- の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 第 39 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- 2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。
- 第 40 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更ならびに解散

- 第 41 条 この定款は、理事会および総会においてそれぞれ理事現在数または社員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。
- 第 42 条 本会の解散は、理事会および総会においてそれぞれ理事現在数または社員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 第 43 条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においてそれぞれ理事現在数または社員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第 8 章 情報公開

- 第 44 条 本会の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、ほかの法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときはこの限りではない。
- 定款
 - 会員名簿
 - 役員およびその他職員の名簿および履歴書
 - 資産目録
 - 財産台帳および負債台帳
 - 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - 理事会および総会の議事に関する書類
 - 処務日誌
 - 官公署往復書類
 - 収支予算書および事業計画書
 - 収支計算書および事業報告書
 - 貸借対照表
 - 正味財産増減計算書
 - その他必要な書類および帳簿
- 2 前項第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類は永年、同項第 10 号から第 13 号までの書類は 5 年以上、同項第 6 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号、第 9 号および第 14 号の書類は 1 年以上保存しなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号、第 2 号および第 4 号の書類、同項第 10 号から第 13 号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 9 章 補 則

- 第 45 条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

- 附 則
1 従来、日本塑性加工学会に属した会員および権利義務の一切は、本会で継承する。
2 この定款は、文部大臣の認可があった日から施行する。
- 附 則 この定款の第6条の改正は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。
- 附 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、会費については、昭和46会計年度から適用する。
- 附 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、会費については、昭和49会計年度から適用する。
- 附 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。
- 附 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、会費については、昭和51会計年度から適用する。
- 附 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、会費については、昭和54会計年度から適用する。
- 附 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、会費については、昭和58会計年度から適用する。
- 附 則 この定款の変更は文部大臣の許可のあった日から施行し、事務所住所変更については平成9年度から適用する。
- 附 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成12年6月30日）から施行し、代議員制度など変更部分については平成13会計年度より適用する。
- 附 則 この定款の変更は、文部科学大臣の認可のあった日（平成13年7月24日）から施行し、平成13年度から適用する。

0002 社団法人 日本塑性加工学会定款細則

第1章 会 員

- 第 1 条 正会員、学生会員および賛助会員の入会が承認されたときは、本会からその旨を通知する。
- 2 年度当初において正会員歴 40 年以上かつ年齢満 70 歳以上の正会員は、本人の申請により、本会から確認の通知を受けて永年会員の資格を取得できる。
- 第 2 条 会員の年会費は以下の金額とする。
- 正会員の会費は年額 8,800 円。永年会員は正会員会費を免除される。ただし会誌の配布を希望する場合は正会員会費の半額を納入する。
- 学生会員の会費は年額 4,200 円
- 賛助会員の会費は年額 1 口 100,000 円
- 2 会員は会費 1 年分（4 月から翌年 3 月まで）を前納するものとし、自動振込みを基本とする。ただし、賛助会員は半年分ごとの分納をすることができる。
- 3 年度の途中において入会を承認されたときは、その年の会費として全期 1 年分または下期半年分を納入するものとし、払込期から会員となる。ただし、学生会員は入会承認時点にかかわらず、全期 1 年分を納入しなければならない。
- 第 3 条 賛助会員がその代表者を変更したときは、ただちにその旨を本会に申し出なければならない。
- 第 4 条 名誉会員を推薦しようとするときは、正会員 10 名以上が発起人となり、正会員 50 名以上が署名押印の推薦書を付して、会長に申し出なければならない。
- 2 総会の議決を経て、推薦を決定したときは、会長からその旨を被推薦者に通知する。

第2章 理 事

- 第 5 条 副会長 2 名のうち、1 名は総務関係事項、1 名は事業関係事項を分掌し、その分掌事項を統轄する。
- 2 理事は、庶務、会計、企画および編集、校閲の事項を分掌し執行する。

第3章 会 誌

- 第 6 条 本会は、会誌「塑性と加工」を発行する。
- 2 会誌は、論文、説苑、展望、解説、講義、文献抄録、会務報告（以下「会告」という）その他、適当と認められた事項を掲載し、毎月 1 回これを発行し、会員に無料配付する。
- 第 7 条 会告は庶務理事が分掌し、次の事項を会員に通知する。
- 定款第 31 条に定める総会の議事の要領および議決事項
理事会および各種委員会の議事の要項
支部、地区委員会、分科会および研究委員会の活動状況
事業計画実施の細目
その他、必要と認められた事項
- 第 8 条 会長は理事会の議決を経て、会誌の寄贈交換その他の処置をすることができる。
- 附 則 この定款細則は、理事会の承認のあった日から施行し、昭和 40 年 6 月 10 日から適用する。

- 附 則 この定款細則の一部変更は、理事会の承認のあった日から施行し、昭和 59 年 4 月 27 日から適用する。
- 附 則 この定款細則の一部変更は、理事会の承認のあった日から施行し、平成元年 10 月 23 日から適用する。
- 附 則 この定款細則の一部変更は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 4 年 3 月 22 日から適用する。
- 附 則 この定款細則の一部変更は、理事会の承認を経て文部大臣から定款変更の許可のあった日（平成 12 年 6 月 30 日）から施行し、平成 12 年 7 月 1 日から適用する。
- 附 則 この定款細則の一部変更は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 13 年 8 月 27 日から適用する。
- 附 則 この定款細則の一部変更は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 14 年 4 月 26 日から適用する。

0003 日本塑性加工学会 倫理規定

(前文) 本会員は、塑性加工に関する学理の研究とその成果の利用に関して、その成果が社会や経済に対して影響力のあることを認識し、社会への貢献と公益への寄与を願って、下記のことを遵守することとする。

(社会への責任)

1. 人類と社会の健全なる発展の礎を築くために、技術、安全、健康、福祉に貢献するよう行動する。

(会員としての責任)

2. 自らの意識と責任において、学術と技術の発展及び文化の向上に役立てることを心がける。生命、財産、名誉、個人の秘密に係わることを尊重し、擁護する。

(公平性の確保)

3. 人種、宗教、性、障害、年齢、国籍にとらわれることなく、すべての人々を公平かつ公正にあつかう。
知的財産権と無形の資産を重視し、ないがしろにしない。

(研鑽と向上)

4. 一般知識や専門知識の維持と向上に努力し、自己の業務において最善を尽くす。

(社会への配慮と情報公開)

5. 研究や技術開発とその成果の利用にあたって、塑性加工技術がもたらす社会への影響や危険性についての配慮を怠らない。
技術的判断に際し、人間や環境に害を及ぼすおそれのある要素については、適時、一般に明らかにする義務を負う。

(相互関係)

6. 研究や技術上の主張や判断は、学理と事実とデータに基づき、信義にのっとり誠実かつ公正に行うこととする。
討論の場においては、率直に他者の意見や批評を求め、それに対して常識的に誠実な論評を行う。

附 則

- 1) 平成 12 年 4 月 21 日 418 回理事会で制定し、総会の承認後施行する。
- 2) 本規程の運用および見直しに関しては、理事会がおこなう。